国保・後期高齢者ヘルスサポート事業運営委員会　設置要綱

平成２６年４月１日　理事長決定
平成２９年５月１日　　一部改正
平成３０年７月１７日　一部改正
平成３１年４月２３日　一部改正
令和元年７月１日　　一部改正

１．目　　的

都道府県、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合（以下「保険者」という。）が行う保健事業を支援する国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進、都道府県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に設置された保健事業支援・評価委員会の継続的な支援などを目的として、国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）に、国保・後期高齢者ヘルスサポート事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２．所管事項

（１） 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の分析・評価・研究に関すること
（２） 保険者が実施する保健事業の実態に関する調査（保険者が作成したデータヘルス計画の実績評価）
（３） 保健事業支援・評価委員会への支援
（４） 連合会職員等に対する研修の実施
（５） その他

３．構　　成

（１）委員会は、中央会理事長が委嘱する委員をもって構成する。
（２）委員会に委員長及び副委員長を置く。
　　委員長は委員会委員が互選し、副委員長は委員長が委員会委員のうちから指名する。
（３）委員会に別紙に掲げるワーキング・グループを設置する。ワーキング・グループは、委員会委員並びに学識経験者及び行政実務者等のうちから中央会理事長が委嘱する委員をもって構成する。
（４）ワーキング・グループに座長を置く。座長はワーキング・グループ委員が当該ワーキング・グループ委員を兼ねる委員会委員のうちから選任する。
（５）委員会委員及びワーキング・グループ委員（以下「両委員」という。）の任期は２年間とする。ただし、補欠のため、又は増員によって委嘱された両委員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。また、委員会委員がワーキング・グループ委員を兼ねる場合のワーキング・グループ委員の任期の終期は委員会委員としての任期の終期を超えることができない。

４．運　　営

（１）委員会及びワーキング・グループの招集は、必要に応じて中央会理事長が行う。
（２）委員会及びワーキング・グループは、必要に応じ関係者に出席を求め、意見、助言等を聴取することができる。
（３）委員会及びワーキング・グループの庶務は、中央会保健福祉部保健事業課が行う。

附　　則

この要綱は平成２６年４月２３日から施行する。

附　　則

この要綱は平成２９年５月１日から施行する。

附　　則

この要綱は平成３０年７月１７日から施行する。

附　　則

１　この要綱は平成３１年４月２３日から施行する。

２　この要綱施行後に新たに委嘱され又はその任期が更新されるワーキング・グループ委員の任期は、要綱３（５）の規定にかかわらず、平成３３年４月３０日までとする。

附　　則

この要綱は令和元年７月８日から施行し、令和元年７月１日から適用する。

（別紙）　委員会に設置するワーキング・グループ

○国保・後期高齢者ヘルスサポート事業運営委員会ワーキング・グループ
○糖尿病性腎症重症化予防セミナーワーキング・グループ
○高齢者の保健事業ワーキング・グループ